

《第3期障がい児福祉実施計画》

1 児童福祉法に規定するサービス

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

就学前の発達に課題のあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
児童発達支援	利用児童数	1,332	1,460	1,593	1,738	1,896	2,068
	日数/月	10,934	12,719	13,773	15,026	16,393	17,884

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
放課後等デイサービス	利用児童数	1,993	2,069	2,152	2,238	2,328	2,422
	日数/月	24,929	26,744	27,821	28,938	30,101	31,309

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

③ 保育所等訪問支援

発達に課題のあるこどもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保育所等訪問支援	利用児童数 (年度合計)	839	962	996	1,032	1,069	1,107

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい等により外出が困難な障がいのあるこどもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	2	3	4	5	5	5
	日数/月	4	6	9	10	10	10

【実施に関する考え方】

- ・重度障がいや医療的ケアを必要とする外出が困難なこどもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を実施します。

(2) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所支援

障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

② 医療型障害児入所支援

障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
福祉型障害児入所支援	利用児童数	40	46	46	46	46	46
医療型障害児入所支援	利用児童数	23	16	26	26	26	26

【実施に関する考え方】

- ・ 障害児入所施設から地域への移行等が円滑に進むよう関係機関が連携して支援を行います。

(3) 障害児相談支援

障がいのあるこどもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
障害児相談支援	利用児童数	4,317	4,776	5,034	5,306	5,592	5,894

【見込量の考え方】

- ・ 障害児通所支援を利用するこどもが増加しているため、同程度の増加を見込みます。

資料編

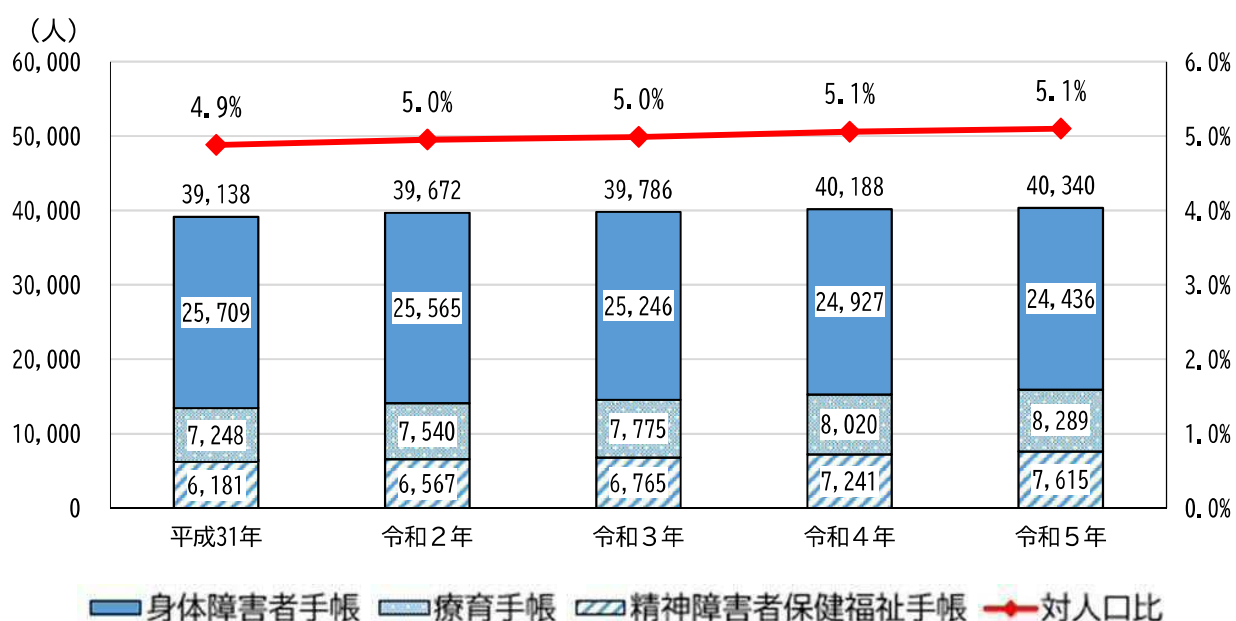
※比率(%)については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

1 障がいのある人の状況

この計画では「障がいのある人」を身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人や難病患者としています。発達障害や高次脳機能障害等、精神障害に含まれるものの障害者手帳を所持していない人や難病患者の実数の把握は困難であるため、ここでは目安として、身体障害、知的障害、精神障害の3区分の手帳所持者数による基本的な統計数値を掲載します。

浜松市の人口は減少傾向にあります。手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民の約5.1%が手帳を所持していることとなります。

【障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



資料編

(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
(A)手帳所持者	39,138	39,672	39,786	40,188	40,340	103.1%	100.4%
身体障害者手帳	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436	95.0%	98.0%
療育手帳	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289	114.4%	103.4%
精神障害者保健福祉手帳	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615	123.2%	105.2%
(B)浜松市人口	802,728	800,870	797,938	793,606	790,580	98.5%	99.6%
(A/B)対人口比	4.9%	5.0%	5.0%	5.1%	5.1%		

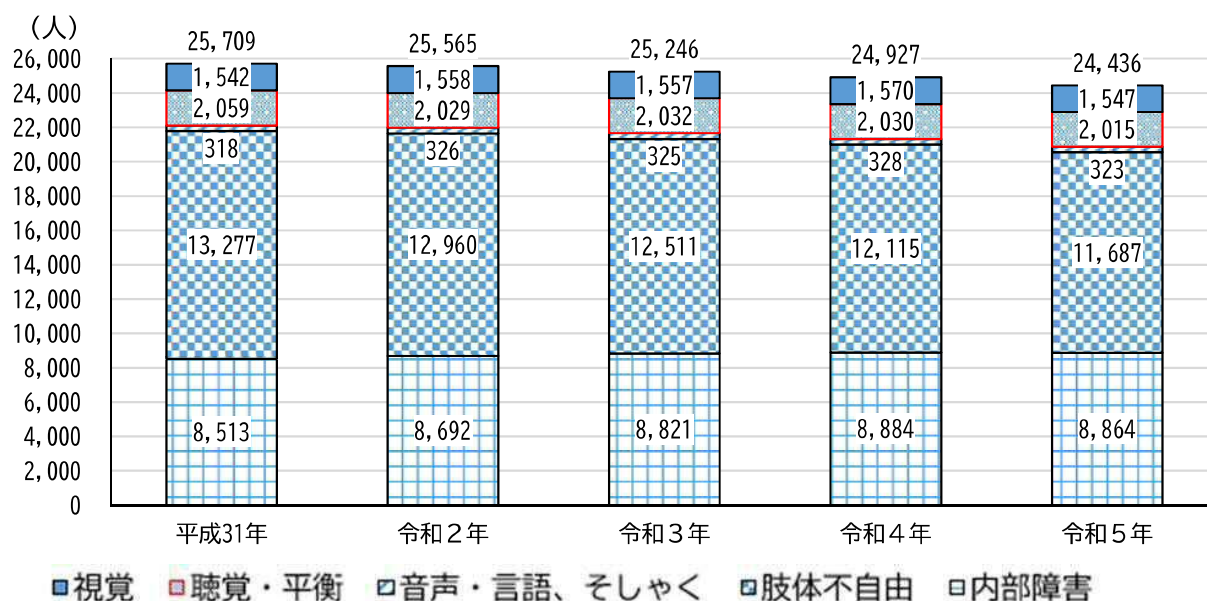
(1) 身体障害

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在 24,436 人となっています。

手帳所持者を障害別にみると内部障害が増加傾向にあります。また、年齢区分別にみると手帳所持者のうち 65 歳以上の占める割合は約 72.1%（令和5（2023）年値）となっています。

① 障害別 身体障害者手帳所持者の推移

【障がい別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

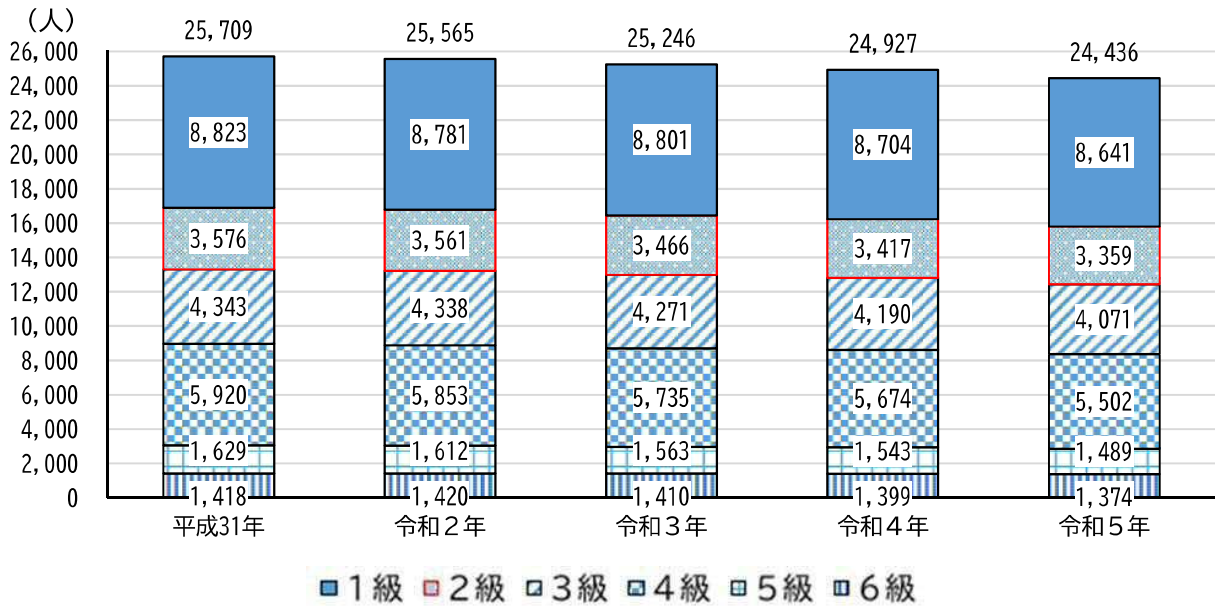


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436
視覚	1,542	1,558	1,557	1,570	1,547
聴覚・平衡	2,059	2,029	2,032	2,030	2,015
音声・言語、そしゃく	318	326	325	328	323
肢体不自由	13,277	12,960	12,511	12,115	11,687
内部障害	8,513	8,692	8,821	8,884	8,864
対人口比	3.2%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%

② 等級別 身体障害者手帳所持者の推移

【等級別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

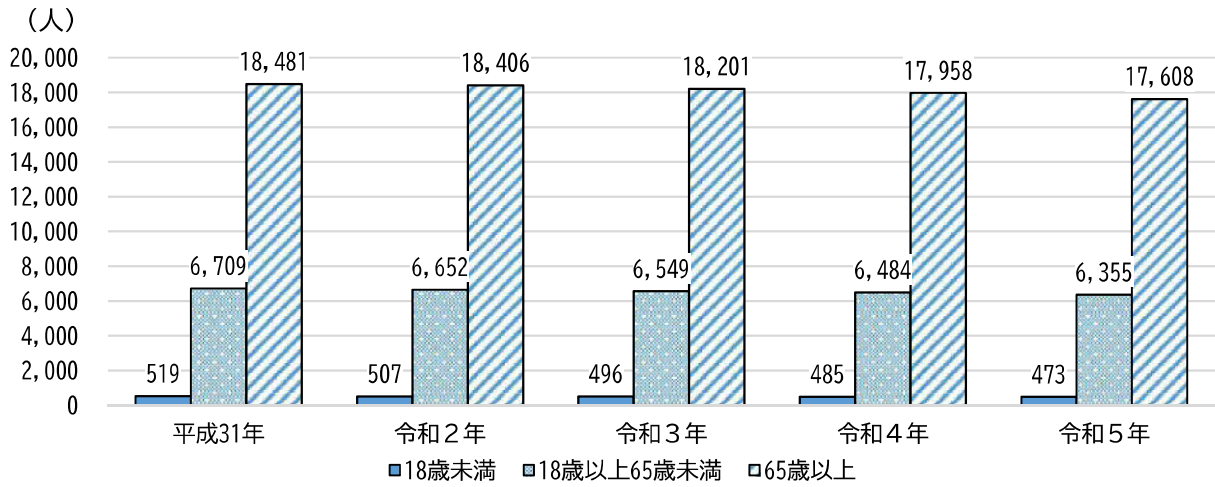


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
1級	8,823	8,781	8,801	8,704	8,641
2級	3,576	3,561	3,466	3,417	3,359
3級	4,343	4,338	4,271	4,190	4,071
4級	5,920	5,853	5,735	5,674	5,502
5級	1,629	1,612	1,563	1,543	1,489
6級	1,418	1,420	1,410	1,399	1,374
計	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436

③ 年齢別 身体障害者手帳所持者の推移

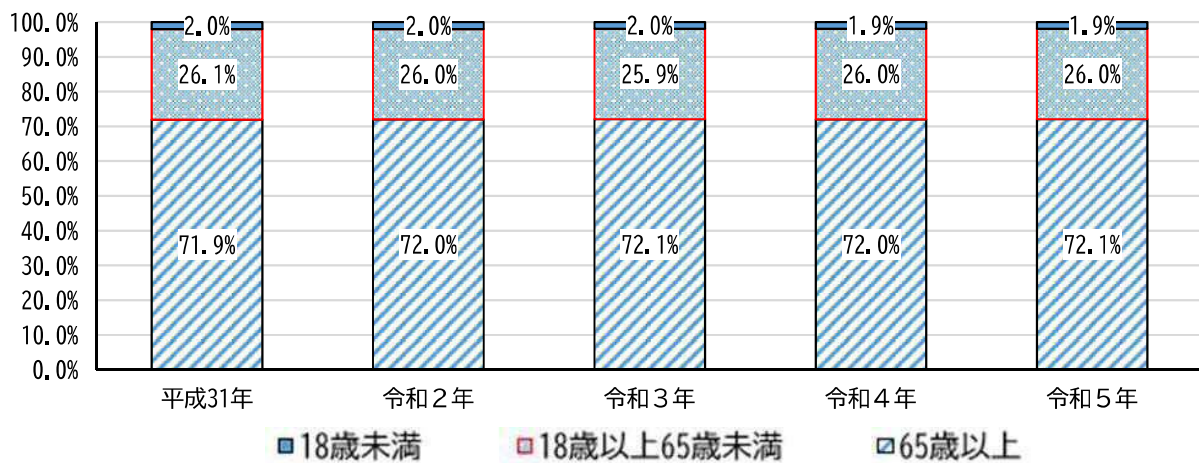
【年齢別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	519	507	496	485	473
18歳以上65歳未満	6,709	6,652	6,549	6,484	6,355
65歳以上	18,481	18,406	18,201	17,958	17,608
計	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436

【年齢別 身体障害者手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】



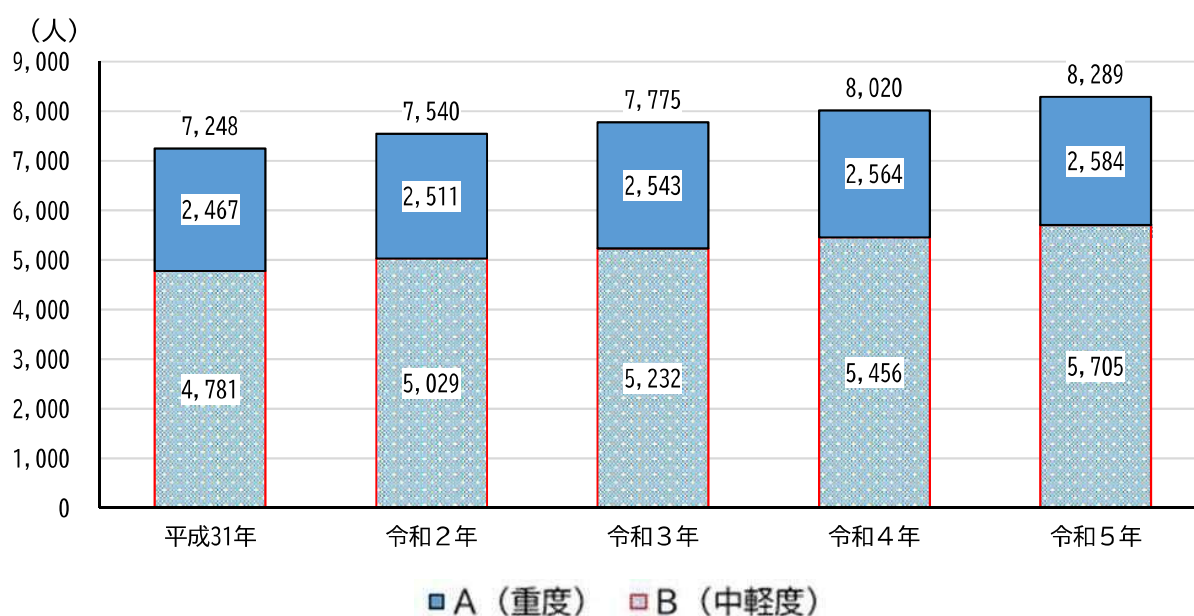
(2) 知的障害

療育手帳所持者は、平成31（2019）年から令和5（2023）年までの4年間で約14.4%増加しています。

手帳所持者を等級別にみると、B（中軽度）の増加率が約19.3%と高くなっています。知的障害は発達期以降に新たに生じるものではないことから、知的障害や発達障害が社会的に認識されてきたことや、障がいの早期発見体制の整備により、知的障害の判定を受ける機会が増えてきたこと等が要因として考えられます。

① 等級別 療育手帳所持者の推移

【等級別 療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



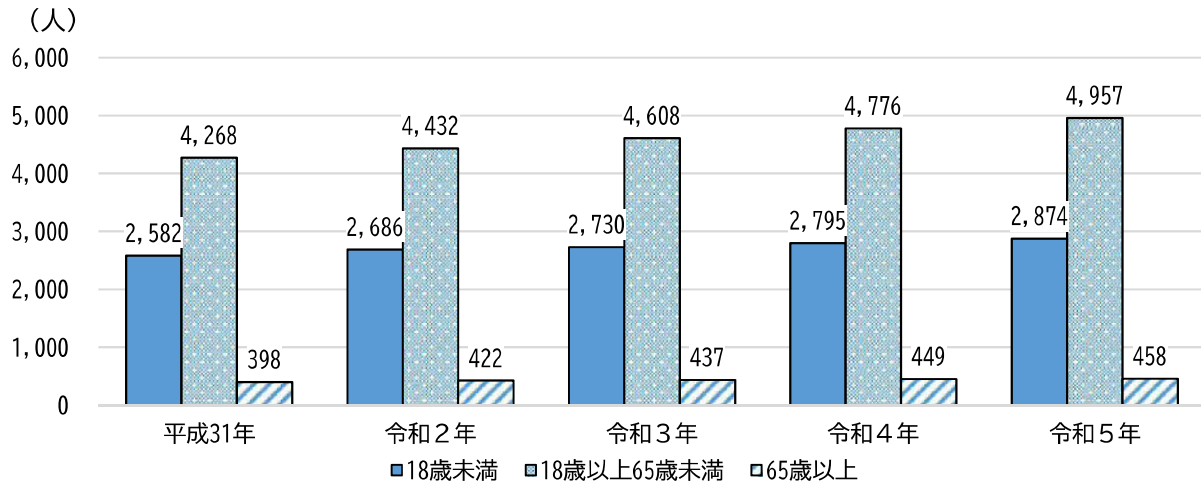
資料編

（単位：人）

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289
A（重度）	2,467	2,511	2,543	2,564	2,584
B（中軽度）	4,781	5,029	5,232	5,456	5,705
対人口比	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%

② 年齢別 療育手帳所持者の推移

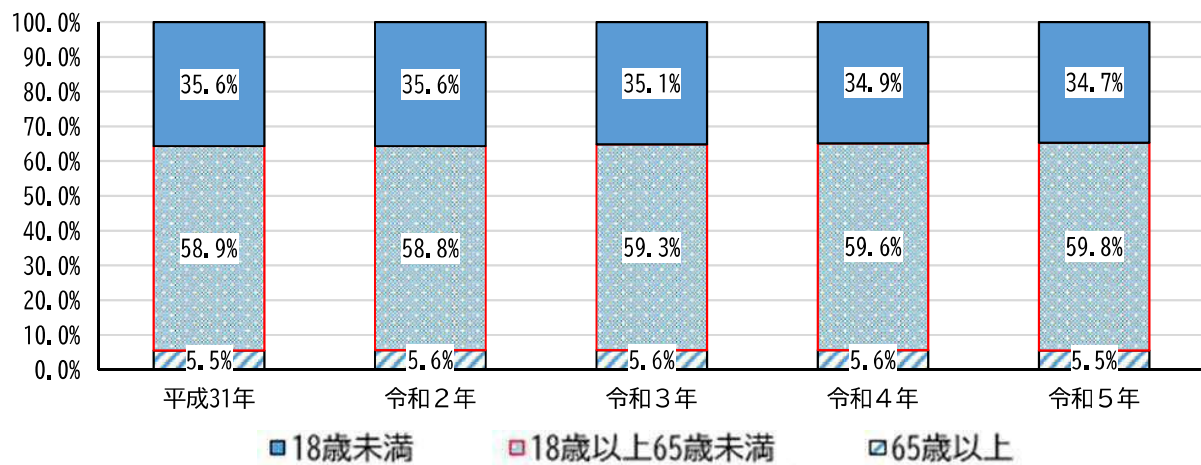
【年齢別 療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	2,582	2,686	2,730	2,795	2,874
18歳以上65歳未満	4,268	4,432	4,608	4,776	4,957
65歳以上	398	422	437	449	458
計	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289

【年齢別 療育手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】



(3) 精神障害

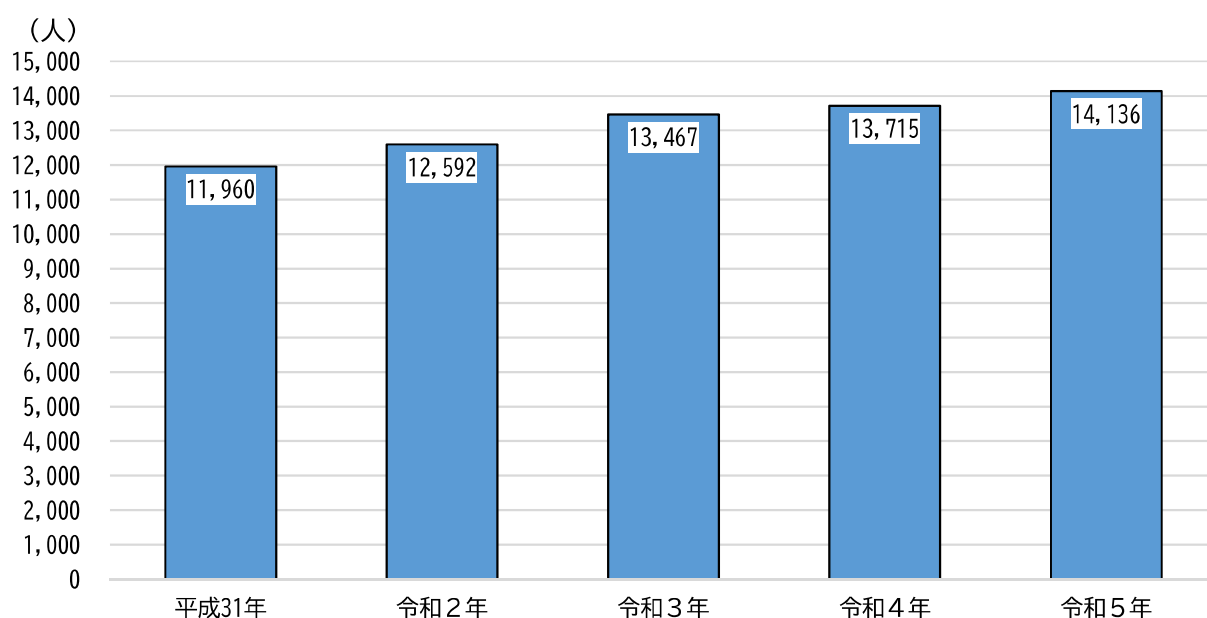
精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5（2023）年4月1日現在 7,615 人であり、自立支援医療（精神通院）受給者は 14,136 人です。自立支援医療（精神通院）は、手帳を所持していなくても受給できるため、現状を示す有効な指標となります。

自立支援医療受給者は、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で約 18.2%増加し、手帳所持者は、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で約 23.2%増加しています。

また、精神障害者保健福祉手帳を等級別にみると、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で、1 級は約 1.4%、2 級は約 17.8%、3 級は約 39.6%増加しています。

① 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

【自立支援医療（精神通院）受給者の推移（各年 4 月 1 日現在）】

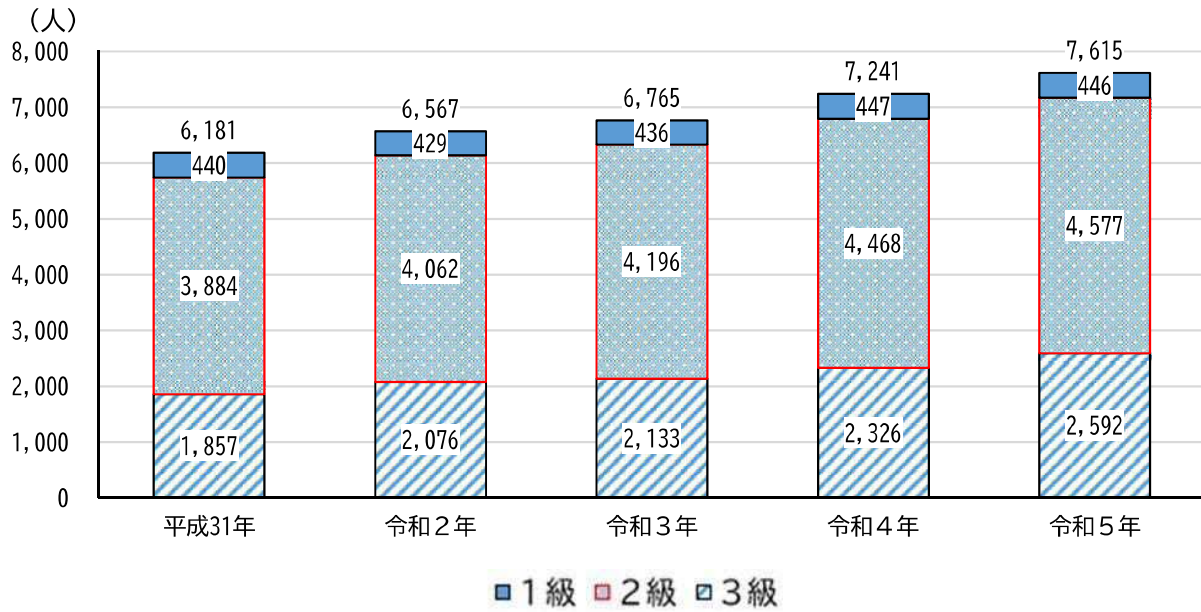


(単位：人)

自立支援医療	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	11,960	12,592	13,467	13,715	14,136
対人口比	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%

② 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

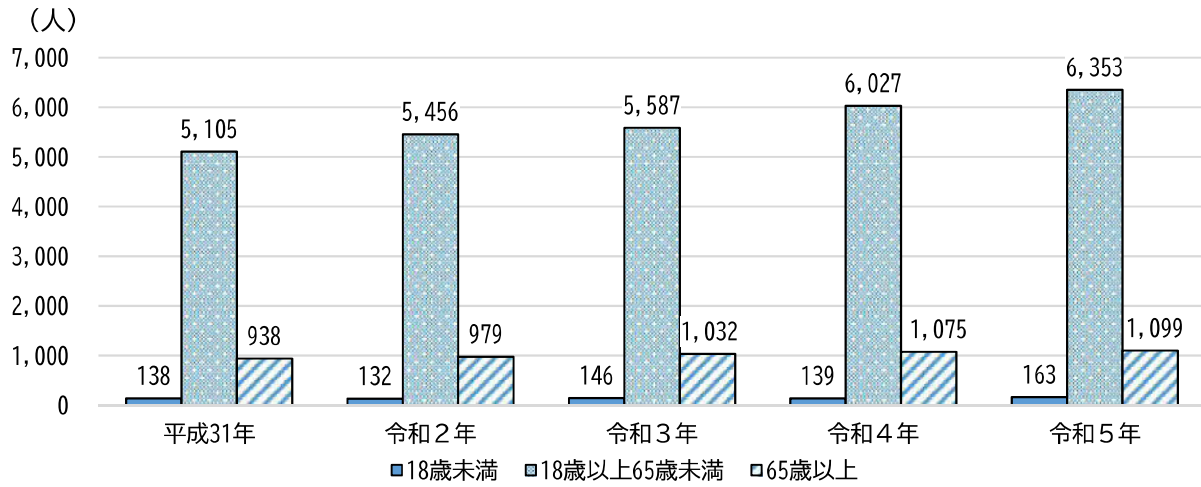


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615
1級	440	429	436	447	446
2級	3,884	4,062	4,196	4,468	4,577
3級	1,857	2,076	2,133	2,326	2,592
対人口比	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%

③ 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

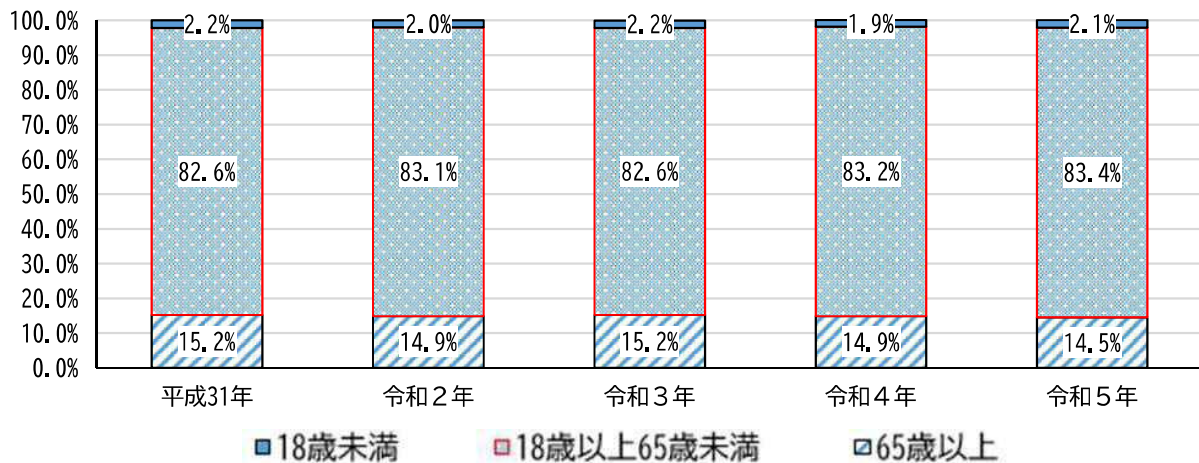
【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	138	132	146	139	163
18歳以上65歳未満	5,105	5,456	5,587	6,027	6,353
65歳以上	938	979	1,032	1,075	1,099
計	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615

【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】

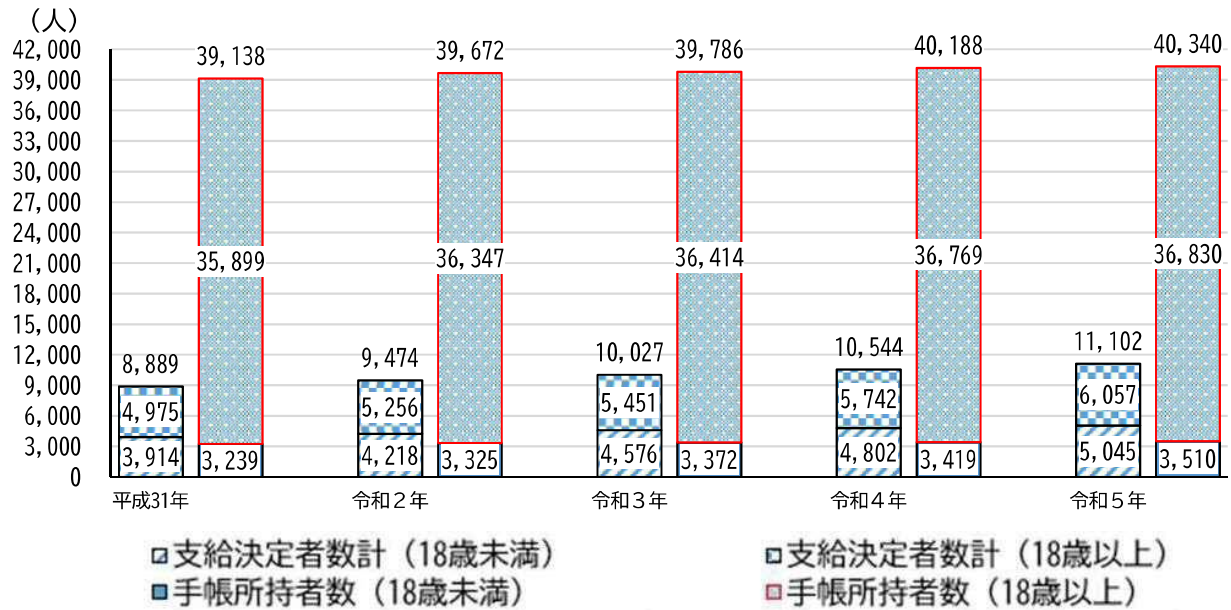


資料編

2 障害福祉サービス等支給決定者の状況

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用にかかる支給決定者は増加傾向にあり、平成31(2019)年から令和5(2023)年までの4年間で約24.9%増加しています。障害者手帳所持者数の増加率(約3.1%)を上回って支給決定者が増えています。

【障害福祉サービス等支給決定者の推移(各年4月1日現在)】



(単位:人)

支給決定者数	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
障害福祉サービス(18歳以上)	4,975	5,256	5,451	5,742	6,057	121.7%	105.5%
障害福祉サービス及び 障害児通所支援(18歳未満)	3,914	4,218	4,576	4,802	5,045	128.9%	105.1%
障害福祉サービス(18歳未満)	385	391	378	363	373	96.9%	102.8%
障害児通所支援	3,529	3,827	4,198	4,439	4,672	132.4%	105.2%
計	8,889	9,474	10,027	10,544	11,102	124.9%	105.3%

手帳所持者数	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
18歳以上	35,899	36,347	36,414	36,769	36,830	108.4%	102.7%
18歳未満	3,239	3,325	3,372	3,419	3,510	102.6%	100.2%
計	39,138	39,672	39,786	40,188	40,340	103.1%	100.4%

3 施設・事業所の状況

施設・事業所等		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	
発達支援広場（乳幼児期）		10	-	11	-	11	-	
学 齢 期	小学校	96（分校1）		96（分校1）		96（分校1）		
	発達支援学級設置校	70	1,443	97	1,553	97	1,617	
	知的障害学級設置校	60	835	67	987	65	935	
	自閉症・情緒障害学級設置校	46	589	49	638	52	665	
	難聴学級設置校	2	2	3	2	1	1	
	病弱学級設置校	1	5	2	3	3	13	
	肢体不自由学級設置校	3	12	4	13	1	3	
	中学校	48（分校1）		48（分校1）		48（分校1）		
	発達支援学級設置校	42	611	49	667	49	705	
	知的障害学級設置校	41	404	41	421	40	427	
	自閉症・情緒障害学級設置校	28	201	29	240	32	274	
	難聴学級設置校	1	2	1	2	1	1	
	病弱学級設置校	1	2	1	2	1	1	
	肢体不自由学級設置校	2	2	2	2	0	0	
	特 別 支 援 学 校	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	318	1	316	1	303
		浜松特別支援学校城北分校	1	54	1	53	1	53
		浜松視覚特別支援学校（視覚障害）	1	34	1	29	1	23
		浜松聴覚特別支援学校（聴覚障害）	1	35	1	36	1	31
		浜北特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	294	1	289	1	283
		浜名特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	119	1	119	1	124
西部特別支援学校（肢体不自由）		1	142	1	137	1	140	
天竜特別支援学校（病弱）		1	80	1	78	1	71	
みをつくし特別支援学校（知的障害）		1	175	1	206	1	255	

資料編

施設・事業所等		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数
障 が い 児 支 援	児童発達支援	40	590	46	626	56	726
	居宅訪問型児童発達支援	1	-	1	-	1	-
	放課後等デイサービス	92	948	104	1,083	116	1,195
	保育所等訪問支援	7	-	10	-	15	-
	障害児相談支援	30	-	32	-	38	-
	福祉型障害児入所支援	2	50	2	50	2	50
	医療型障害児入所支援	2	230	2	230	2	230

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	
成人期	日中活動系	生活介護	62	1,804	69	1,898	72	1,923
		自立訓練（機能訓練）	4	126	4	126	4	126
		自立訓練（生活訓練）	9	92	9	88	10	84
		就労移行支援	28	373	28	350	23	320
		就労継続支援（A型）	28	559	28	579	32	644
		就労継続支援（B型）	61	1,254	62	1,272	65	1,366
		日中一時支援	57	-	57	-	59	-
		地域活動支援センター	6	-	6	-	6	-
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	38	591	46	709	55	876
		施設入所支援	17	890	17	390	17	890
		宿泊型自立訓練	2	38	2	38	2	38
		救護施設	4	320	4	320	4	320
	在宅支援	居宅介護（ホームヘルプ）	76	-	82	-	86	-
		重度訪問介護	59	-	63	-	66	-
行動援護		5	-	5	-	4	-	
同行援護		21	-	22	-	21	-	
短期入所（ショートステイ）		51	-	56	-	61	-	
移動支援		53	-	53	-	51	-	
相談支援	浜松市委託相談支援事業所	5	-	5	-	5	-	
	指定一般相談支援（地域移行支援）	13	-	14	-	16	-	
	指定一般相談支援（地域定着支援）	12	-	13	-	14	-	
	指定特定相談支援	41	-	42	-	48	-	

- ※ 学齢期欄の小学校及び中学校の発達支援学級は各年5月1日現在の状況です。その他は各年4月1日現在の状況です。
- ※ 浜名特別支援学校は市外の学校ですが、浜松市も校区となるため掲載しています。
- ※ 施設入所支援は、障害児入所施設による指定を除きます。
- ※ 救護施設は要保護者を対象とした生活保護法に基づく保護施設ですが、実態として多くの障がいのある人が入所しているため掲載しています。

4 策定経過

年月日	事項	主な内容等
令和4年 12月	浜松市の福祉に関するアンケート調査	・実施期間 12/9～12/23 ・障がいのある人、障害福祉サービス等の支給決定を受けている人(3,200人)に対して調査を実施
令和5年 1月	障害福祉サービス等事業所調査 (アンケート調査)	・障害福祉サービス等事業所(463事業所)に対してオンラインで調査を実施
6月	障害福祉サービス等事業所調査 (訪問調査)	・障害福祉サービス等事業所(48事業所)に対して訪問調査を実施
6月21日	第1回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会)	(議題) ・浜松市障がい福祉に関するアンケート調査報告について ・次期障がい者計画、障がい福祉実施計画、障がい児福祉実施計画について
8月9日	第1回浜松市精神保健福祉審議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
8月17日	第2回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会)	(議題) ・第3次浜松市障がい者計画、第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
8月30日	第1回浜松市障害者施策推進協議会	(議題) ・第3次浜松市障がい者計画、第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
10月16日	第3回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会)	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画の骨子の修正について
10月20日	第2回浜松市障害者施策推進協議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
10月25日	第2回浜松市精神保健福祉審議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
11月6日	第4回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会)	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
11月	パブリック・コメントの実施	

※浜松市障害者施策推進協議会の会議録は、市ホームページで閲覧できます。

5 協議会等構成員

(1) 浜松市障害者施策推進協議会

① 浜松市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する浜松市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(平21条例31・全改、平23条例48・一部改正)

(委員)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の福祉若しくは医療に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・平31条例21・一部改正)

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第8条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月24日浜松市条例第31号抄)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日浜松市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成24年5月21日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

② 浜松市障害者施策推進協議会の委員

(敬称略/役職・五十音順)

役 職	氏 名	団 体 名
会長	新宮 尚人	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
職務代理者	高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	小澤 久好	浜松公共職業安定所
	兼子 とみ江	浜松市身体障害者福祉協議会
	澤根 緑	浜松市民生委員児童委員協議会
	塩野 州平	一般社団法人 浜松市薬剤師会
	鈴木 一	一般社団法人 浜松市歯科医師会
	高柳 弘行	NPO法人 浜松地区精神保健福祉会明生会
	村松 真奈美	NPO法人 浜松地区肢体不自由児親の会
	湯口 琢磨	一般社団法人 浜松市医師会

任期：令和5年5月11日から令和8年5月10日まで

(2) 浜松市障がい者自立支援協議会の構成員

(敬称略/役職・五十音順)

役 職	氏 名	団 体 名
会長	川向 雅弘	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
	宇佐美 嘉康	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 地域支援課
	海野 洋一郎	社会福祉法人 みどりの樹
	大嶋 正浩	医療法人社団 至空会 メンタルクリニックダダ
	太田 裕子	浜松市発達医療総合福祉センター
	川嶋 章記	医療法人社団 至空会 相談支援センターだんだん
	小出 隆司	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	田中 公子	浜松市立豊西小学校
	富永 直樹	社会福祉法人 天竜厚生会
	松本 知子	浜松市根洗学園

任期：令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 浜松市障害保健福祉施策連絡会（浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会）

（五十音順）

団 体 名
アクティブ
NPO法人 浜松地区肢体不自由児親の会
NPO法人 浜松地区精神保健福祉会 明生会
天竜川地域精神保健福祉会 若杉会
浜松市視覚障害者福祉協会
浜松市身体障害者福祉協議会
浜松市浜松手をつなぐ育成会
浜松市浜北手をつなぐ育成会
浜松の福祉を考える会
浜松ろうあ協会

6 障がい福祉に関するアンケート調査

(1) 目的

障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

浜松市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、障害福祉サービスや児童通所サービスの支給決定を受けている人及びその家族にアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査時期	令和4年12月9日(金)～令和4年12月23日(金)
調査対象	18歳以上の障がいのある人：2,200人 18歳未満の障がいのある人：1,000人 合計3,200人を無作為抽出
調査方法	郵送配付、郵送回収
有効回収数	18歳以上の障がいのある人：1,061人(回収率48.2%) 18歳未満の障がいのある人：440人(回収率44.0%) 合計：1,501人(回収率46.9%)

7 障害福祉サービス事業所調査

(1) 目的

この計画を策定するにあたり、障害福祉サービスの利用者と障害福祉サービス事業所の従業員等の支援者から、現状や障害福祉サービス等の利用状況、障がい福祉施策に関する意見などを聞き取ることを目的に、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査及び訪問調査を実施しました。

(2) 実施概要

① 事業所の利用者及び従事者へのアンケート調査

項目	内容
調査時期	令和5年1月13日(金)～1月27日(金)
調査対象	指定463事業所
調査方法	オンラインで調査
有効回収数	197事業所(回答率42%)

② 障害福祉サービス事業所への訪問調査

項目	内容
調査時期	令和5年6月15日(木)～令和5年7月12日(水)
調査対象	48事業所 (このうち37事業所について利用者からの聞き取りを実施)

8 用語集

【あ行】

■アクセシビリティ P11

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

■あんしん情報キット P75

かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

■インクルージョン P124

包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

【か行】

■キッズサポーター P81

幼稚園の主に障がいがあるこどもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

■キャリア教育 P84

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

■救護施設 P59

身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

■共生社会 P11

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

■権利擁護 P11

自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW） P55

地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

■高次脳機能障害 P 7

怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障害、注意障害等、脳の認知機能に障害が起こる状態。

■合理的配慮 P 13

障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

【さ行】**■サポートかけはしシート P 80**

児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、こどもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。こどもの特性や配慮すべき点等を記載。

■児童発達支援センター P 31

地域の障がいのあるこどもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

■児童福祉法 P 6

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

■社会的障壁 P 23

障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

■社会福祉法 P 6

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定める法律。

■社会モデル P 12

障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

■障害者基本法 P 6

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

■障害者虐待防止法 P53

障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

■障害者雇用促進法 P14

障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

■障害者差別解消支援地域協議会 P23

社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

■障害者差別解消法 P12

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

■障害者週間 P44

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

■障害者総合支援法 P6

地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。

■人権の花運動 P46

ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

■身体障害者手帳 P50

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■スクールヘルパー P81

小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

■精神障害者保健福祉手帳 P99

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■精神保健福祉法 P14

精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

【た行】**■地区社会福祉協議会 P47**

地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

【な行】**■農福連携 P88**

障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

【は行】**■パブリック・コメント P108**

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

■発達支援教育 P80

特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

■発達支援教育コーディネーター P80

園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

■発達支援教室支援員 P81

教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

■発達障害 P 7

自閉症スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害を含む）、注意欠如・多動症、限局性学習症等、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

■浜松市総合計画 P 6

浜松市の都市づくりの目標となる計画。

■ピアサポート P 49

同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

■避難行動要支援者 P 75

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■避難支援等関係者 P 28

要支援者の安否確認や避難支援などを担う、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者をいう。

■福祉避難所 P 28

指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

■ヘルプカード P 46

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

■ヘルプマーク P 46

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

【ま行】

■民生委員・児童委員 P 47

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

【や行】

■ユニバーサル農業 P88

園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がいのある人等の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

■要配慮者 P28

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

【ら行】

■療育手帳 P50

知的障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

【英字・数字】

■PDCAサイクル P8

業務を円滑に進めるためにPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。

第4次浜松市障がい者計画

第7期浜松市障がい福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年3月発行

発 行：浜松市

企画・編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2

電 話：(053)457-2034

F A X：(053)457-2630

U R L：<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第4次浜松市障がい者計画(案)
意見募集期間	令和5年11月15日(水)～令和5年12月14日(木)
意見欄	

- ・ご住所およびお名前が未記入のご意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 障害保健福祉課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
FAX : 053-457-2630
E-mail : syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市